

(仮称) 世羅町学校給食センター整備運営事業

管理運営業務委託契約書（案）

世羅町

目次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (用語の定義)	1
第3条 (総則)	1
第4条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	2
第5条 (指示等及び協議の書面主義)	2
第6条 (契約の保証)	2
第7条 (維持管理・運営業務等に関する期間及び事業費内訳)	2
第8条 (事業の概要)	3
第9条 (業務責任者)	3
第10条 (解釈)	3
第11条 (責任の負担)	3
第12条 (権利義務の処分等)	4
第13条 (許認可等の手続)	4
第14条 (本件土地の使用)	4
第2章 業務に関する変更	5
第15条 (条件変更等)	5
第16条 (町の請求による要求水準書の変更)	5
第17条 (維持管理運営企業の請求による要求水準書の変更)	5
第3章 開業準備業務	6
第18条 (本施設の開業準備業務の実施)	6
第19条 (維持管理・運営業務計画書等の提出)	6
第20条 (従事職員の確保等)	7
第21条 (維持管理運営企業による給食開始確認)	7
第22条 (町による運営体制等の確認及び給食開始確認書の交付)	7
第23条 (給食調理業務開始の遅延による違約金)	7
第4章 維持管理・運営業務	8
第1節 総則.....	8
第24条 (維持管理・運営業務の実施)	8
第25条 (維持管理業務年間計画書及び運営業務年間計画書の提出)	8
第26条 (運営に関する第三者の使用)	9
第27条 (業務報告)	9
第28条 (維持管理・運営業務に伴う近隣対策)	9
第2節 個別業務の実施等.....	10
第29条 (調理業務)	10
第30条 (異物混入・食中毒等)	10
第31条 (本施設の修繕)	11
第3節 損害等の発生.....	11
第32条 (維持管理・運営業務等に伴う第三者に及ぼした損害)	11

第4節 モニタリング	11
第33条 (モニタリング及び本契約未達成に関する手続)	11
第5章 サービス購入費の支払	12
第34条 (サービス購入費の支払)	12
第35条 (虚偽報告によるサービス購入費の減額)	12
第36条 (サービス購入費の改定)	12
第37条 (サービス購入費の変更等に代える要求水準書の変更)	12
第6章 契約期間及び契約の終了	12
第1節 契約期間	13
第38条 (契約期間)	13
第2節 業務の承継	13
第39条 (維持管理・運営業務の承継)	13
第40条 (施設の更新・修繕に関する業務の承継に関する特則)	13
第3節 維持管理運営企業の責めに帰すべき事由による解除	14
第41条 (維持管理運営企業の債務不履行による契約解除)	14
第42条 (開業準備期間開始後の解除)	15
第43条 (開業準備期間開始後の一部解除)	15
第44条 (維持管理運営企業の責めに帰すべき事由による開業準備期間中の契約解除の場合の取扱い)	15
第45条 (維持管理運営企業の責めに帰すべき事由による給食運営期間開始後の解除)	16
第46条 (開業準備期間開始後の一部解除に係る違約金)	16
第4節 町の責めに帰すべき事由による解除	17
第47条 (町の債務不履行による契約解除)	17
第48条 (町の責めに帰すべき事由による開業準備期間中の契約解除の場合の取扱い)	17
第49条 (町の責めに帰すべき事由による給食運営期間開始後の解除の場合の取扱い)	17
第5節 法令の変更・不可抗力による契約解除	18
第50条 (法令の変更による契約の解除)	18
第51条 (不可抗力による契約解除)	18
第52条 (法令の変更・不可抗力による開業準備期間中の解除の場合の取扱い)	18
第53条 (法令の変更・不可抗力による給食運営期間開始後の解除の場合の取扱い)	19
第6節 町の任意による契約解除	19
第54条 (町の任意による解除)	19
第7節 事業終了に際しての処置	20
第55条 (事業終了に際しての処置)	20
第7章 法令の変更	20
第56条 (法令の変更)	20
第57条 (法令の変更による費用・損害の扱い)	21
第8章 不可抗力等	21
第58条 (不可抗力)	21
第59条 (不可抗力による増加費用・損害の扱い)	22
第60条 (第三者の責めに帰すべき事由による本施設の損害)	22

第9章 知的財産権等.....	22
第61条 (著作物の利用及び著作権)	22
第62条 (著作権の侵害の防止)	23
第63条 (特許権等の使用)	23
第10章 その他.....	23
第64条 (公租公課の負担)	23
第65条 (維持管理運営企業が第三者と締結する損害賠償額の予定等)	23
第66条 (遅延損害金)	24
第67条 (秘密保持)	24
第68条 (個人情報保護)	24
第69条 (情報通信の技術を利用する方法)	25
第70条 (本契約の変更)	25
別紙1 用語の定義	27
別紙2 維持管理・運営業務の委託又は請負企業一覧	29
別紙3 保険.....	30
別紙4 サービス購入費の算出方法及びサービス購入費の支払方法.....	31
別紙5 モニタリング及びサービス購入費の減額.....	37

（仮称）世羅町学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）のうち、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務（以下「維持管理・運営業務等」という。）に関して、世羅町（以下「町」という。）と、〔 〕グループ（以下、所属する企業を個別に又は総称して「事業者」という。）の構成員である維持管理運営企業は、以下のとおり管理運営業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 総則

第1条 （目的）

本契約は、町と維持管理運営企業とが相互に協力し、維持管理・運営業務等を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2条 （用語の定義）

- 1 本契約において使用する用語の定義は、別紙1に定めるところによるほか、事業契約、及び実施方針等に定義されるところに従うものとする。
- 2 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のために付すものであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

第3条 （総則）

- 1 町及び維持管理運営企業は、本契約の各規定に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。実施方針等及び事業者提案は本契約と一体となり本契約の一部を構成するものとする。
- 2 維持管理運営企業は、自らの責任及び費用において第8条の業務を第7条の期間に従って行うものとし、町は、本契約に定めるところによりサービス購入費を支払うものとする。町は、事業契約に特段の定めのある場合を除き、維持管理運営企業に生じた増加費用及び損害を負担しない。
- 3 町は、本契約に基づいて生じた維持管理運営企業に対する債権及び債務を法令の規定により対当額で相殺することができる。本契約の他のいかなる規定も、かかる町の相殺権の範囲、時期又は方法を制限するものではない。
- 4 維持管理・運営業務等を履行するために必要な一切の手段については、事業契約に特別の定めがある場合を除き、維持管理運営企業がその責任において定める。
- 5 本契約の履行に関して町及び維持管理運営企業の間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本契約の履行に関して町及び維持管理運営企業の間で用いる計量単位は、事業契約に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 8 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 本契約に係る訴訟については、広島地方裁判所尾道支部をもって合意による第一審の専

属的管轄裁判所とする。

第4条 （公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 1 町は、維持管理・運営業務等が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 維持管理運営企業は、維持管理・運営業務等が公共性を有することを十分に理解し、維持管理・運営業務等の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

第5条 （指示等及び協議の書面主義）

- 1 本契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、確認、要請、質問、回答、改善勧告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、町が必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情があると認める場合は、町及び維持管理運営企業は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、町及び維持管理運営企業は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付する。
- 3 町及び維持管理運営企業は、本契約の他の条項に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録する。

第6条 （契約の保証）

- 1 維持管理運営企業は、運営期間にわたり、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、第4号に掲げる保証を付した場合は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を町に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、町が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
 - (4) 本契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、年間サービス購入費（変動費は予定される提供給食数に基づき算定する。以下本条において同じ。）の100分の10以上の額としなければならない。
- 3 第1項の規定により、維持管理運営企業が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 サービス購入費の変更があった場合は、保証の額が変更後の年間サービス購入費の100分の10に達するまで、町は保証の額の増額を、維持管理運営企業は保証の額の減額を、それぞれ請求することができる。

第7条 （維持管理・運営業務等に関する期間及び事業費内訳）

- 1 維持管理・運営業務等に関する期間は、次のとおりとする。ただし、建設請負契約の規定により本施設の引渡予定日は変更できるものとする。

運営期間 本施設の引渡日の翌日から令和22年3月31日まで

開業準備期間 本施設の引渡日の翌日（令和7年1月31日を予定）から令和7年3月31日まで

給食運営期間開始予定日 令和7年4月1日

維持管理・運営業務の終了（運営期間の終了日） 令和22年3月31日

- 3 前項により変更された本施設の引渡予定日が令和7年1月31日より遅れるときは、これに従い開業準備期間及び運営期間開始日も変更されるものとする。
- 4 維持管理運営企業は、本契約に基づき事業費内訳書及び詳細事業日程表を作成し、町に提出しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。
- 5 事業費内訳書及び詳細事業日程表は、町及び維持管理運営企業を拘束するものではない。

第8条 （事業の概要）

維持管理運営企業は、維持管理・運営業務等及びこれに付随又は関連する一切の業務を行う。

第9条 （業務責任者）

- 1 維持管理運営企業は、本施設の開業準備業務及び運営業務について総合的な調整を行う運営業務責任者を、本施設の維持管理業務について総合的な調整を行う維持管理業務責任者を、それぞれ本契約の締結後速やかに配置し、町に通知する。本項の運営業務責任者又は維持管理業務責任者（以下、運営業務責任者とあわせて「業務責任者」という。）を変更した場合も同様とする。なお、本項の業務責任者の選任及び変更の要件は実施方針等の規定に従う。
- 2 町は、前項に基づき配置若しくは変更された業務責任者が、実施方針等本契約に定める基準に合致していない等、合理的な理由がある場合には、30日以上のお猶予期間を設けて、当該業務責任者を変更するよう維持管理運営企業に求めることができる。

第10条 （解釈）

- 1 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、町及び維持管理運営企業が誠実に協議の上、これを定める。
- 2 本契約、基本契約、実施方針等に関する質問に対する回答、実施方針、募集要項、要求水準書及び事業者提案の記載に齟齬がある場合には、本契約、基本契約、実施方針等（実施方針を除く）に関する質問に対する回答、募集要項、要求水準書、実施方針に関する質問に対する回答、実施方針、事業者提案（ただし、事業者提案の内容が、実施方針等に関する質問に対する回答、募集要項及び要求水準書で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して事業者提案はこれらに優先する。）の順にその解釈が優先する。

第11条 （責任の負担）

維持管理運営企業は、本契約において別段の定めのある場合を除き、維持管理運営企業の維持管理・運営業務等の実施に関する町による確認、承認若しくは立会又は維持管理運営企業が

らの町に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる本契約上の責任も免れず、当該確認、承認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、町は何ら新たな責任を負担しない。

第12条 （権利義務の処分等）

維持管理運営企業は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ町の承諾を得た場合は、この限りでない。

第13条 （許認可等の手続）

- 1 本契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可は、維持管理運営企業がその責任及び費用負担において取得し、有効に維持する。維持管理運営企業が本契約に基づく義務を履行するため必要となる届出は、維持管理運営企業の責任及び費用負担において作成し、提出する。
- 2 町が許認可を取得し、又は届出をする必要がある場合には、町がこれを行うものとし、そのために維持管理運営企業に対し協力を求めた場合には、維持管理運営企業はこれに応ずる。
- 3 維持管理運営企業は、第1項の許認可の申請又は届出を行ったときは、町に対し速やかに報告を行い、町からの要求に応じ、当該許認可を取得又は完了し、有効に維持していることを証する書面の写しを町に提出する。
- 4 町は、第1項の許認可の取得又は届出について、維持管理運営企業から書面による協力の要請を受けた場合には、必要に応じ合理的な範囲で協力を行う。
- 5 維持管理運営企業は、自らの許認可の取得若しくは届出の遅延により維持管理・運營業務等の実施について増加費用又は損害が発生した場合には、当該増加費用及び損害を負担する。ただし、法令の変更又は不可抗力により遅延した場合には、第7章又は第8章に従う。
- 6 町は、自らの許認可の取得若しくは届出の遅延により維持管理運営企業の維持管理・運營業務等の実施について増加費用又は損害が発生した場合には、当該増加費用及び損害を負担する。ただし、法令の変更又は不可抗力により遅延した場合には、第7章又は第8章に従う。
- 7 維持管理・運營業務等を遂行する維持管理運営企業及びこれらの者から委託を受けた者並びにこれらの使用人が、維持管理・運營業務等の遂行に当たって申請又は届出をするべき許認可がある場合、維持管理運営企業は、かかる申請又は届出が行われたときに、町に対し速やかに報告を行い、町からの要求に応じ、当該許認可を取得又は完了し、有効に維持していることを証する書面の写しを町に提出する。

第14条 （本件土地の使用）

- 1 本件土地の管理は維持管理運営企業が善良な管理者の注意義務をもって行う。維持管理運営企業は、維持管理・運營業務等に必要な範囲について本件土地を無償で 사용할ことができる。
- 2 維持管理運営企業は、本件土地に係る補修等を行うものとし、これに係る必要費、改良費等の有益費その他の費用の追加的な支出が発生した場合であっても、本件土地に關す

る事前開示情報及び維持管理運営企業において合理的に入手可能な本件土地に関する情報からは合理的に予測できない土壌汚染及び地中障害物等の瑕疵があったことに起因する場合を除き、これを町に請求しない。

第2章 業務に関する変更

第15条 （条件変更等）

- 1 維持管理運営企業は、維持管理・運營業務等を実施するに当たり、要求水準書の誤りがあることを発見したときは、その旨を直ちに町に通知しなければならない。
- 2 町は、前項に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の変更案の内容を維持管理運営企業に通知して、要求水準書の変更の協議を請求しなければならない。

第16条 （町の請求による要求水準書の変更）

- 1 町は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更案の内容及び変更の理由を維持管理運営企業に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。
- 2 維持管理運営企業は、前項又は前条第2項の通知を受けたときは、14日以内に、町に対して次に掲げる事項を通知し、町と協議を行わなければならない。
 - (1) 要求水準書の変更に対する意見
 - (2) 要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無
 - (3) 要求水準書の変更に伴うサービス購入費の変更の有無
- 3 第1項若しくは前条第2項の通知の日から14日以内に維持管理運営企業から町に対して前項に基づく通知がなされない場合又は前項に基づく維持管理運営企業から町への通知の日から14日を経過しても前項の協議が整わない場合において、町は、必要があると認めるときは、要求水準書、事業日程又はサービス購入費を変更し、維持管理運営企業に通知することができる。
- 4 前項の場合において、維持管理運営企業に増加費用又は損害が発生したときは、町は必要な範囲で当該費用を負担しなければならない。ただし、維持管理運営企業が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。

第17条 （維持管理運営企業の請求による要求水準書の変更）

- 1 維持管理運営企業は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を町に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。
 - (1) 要求水準書の変更の内容
 - (2) 要求水準書の変更の理由
 - (3) 維持管理運営企業が求める要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無
 - (4) 維持管理運営企業が求める要求水準書の変更に伴うサービス購入費の変更の有無
- 2 町は、前項の通知を受けたときは、14日以内に、維持管理運営企業に対して要求水準書の変更に対する意見を通知し、維持管理運営企業と協議を行わなければならない。
- 3 前項の通知の日から14日を経過しても前項の協議が整わない場合には、町は、要求水準

書、事業日程又はサービス購入費の変更について定め、維持管理運営企業に通知する。

- 4 維持管理運営企業は、新たな技術の導入等により維持管理・運営業務等にかかる費用の減少が可能である場合、かかる提案を町に対し積極的に行うものとする。

第3章 開業準備業務

第18条 （本施設の開業準備業務の実施）

- 1 維持管理運営企業は、開業準備期間中に、維持管理・運営業務の遂行に必要な研修及び訓練を各業務の従事者に対し実施し、本契約に従って維持管理・運営業務を遂行することが可能な業務体制を整えることを目的として、開業準備業務を行う。
- 2 維持管理運営企業は、開業準備業務を開始するまでに、開業準備業務計画書及び事故等発生時対応マニュアルを作成した上、町に提出して町の承諾を得なければならない。
- 3 維持管理運営企業は、自らの責任及び費用負担において、開業準備期間中、別紙3に規定する保険に加入しなければならない。

第19条 （維持管理・運営業務計画書等の提出）

- 1 維持管理運営企業は、要求水準書の定めるところにより、維持管理・運営業務に係る業務計画書及び運営業務マニュアル（以下「維持管理・運営業務に係る業務計画書とあわせて「維持管理・運営業務計画書等」という。）を作成し、これらの書類が本契約に適合するものであることについて、町の確認を受けなければならない。
- 2 維持管理運営企業は、前項の維持管理・運営業務計画書等を、給食運営期間開始日の60日前までに、町に提出しなければならない。
- 3 町は、第1項の書類の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から14日以内に、維持管理・運営業務計画書等の内容が本契約に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて本契約に適合することを確認したときは、その旨を維持管理運営企業に通知しなければならない。
- 4 町は、前項の場合において、維持管理・運営業務計画書等の内容が本契約の規定に適合しないことを認めたとき、又は維持管理・運営業務計画書等の記載によっては本契約に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して維持管理運営企業に通知しなければならない。
- 5 維持管理運営企業は、前項、第16条第3項又は第17条第3項の通知を受けた場合においては、その責任において、維持管理・運営業務計画書等の修正その他の必要な措置を行い、第3項の町の確認を受けるものとする。ただし、前項、第16条第3項又は第17条第3項の通知に対して維持管理運営企業が維持管理・運営業務計画書等を修正する必要がある旨の意見を述べた場合において、維持管理・運営業務計画書等を修正しないことが適切であると町が認めたときは、この限りでない。この場合において、町は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 前項の規定に基づく維持管理・運営業務計画書等の修正その他の必要な措置に要する費用は、第4項又は第17条第3項の通知を受けた場合においては維持管理運営企業の負担とし、第16条第3項の通知を受けた場合においては町の負担とする。

- 7 維持管理運営企業は、第3項の確認を受けた維持管理・運営業務計画書等を変更しようとする場合においては、あらかじめ町の承諾を得なければならない。
- 8 本条に規定する手続は、維持管理運営企業の維持管理・運営業務等に関する責任を軽減又は免除するものではない。

第20条 （従事職員の確保等）

- 1 維持管理運営企業は、維持管理・運営業務等に従事する者（以下「従事職員」という。）の名簿を運営開始予定日の1ヶ月前までに町に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、従事職員に異動があった場合には、異動後の従事職員について、それぞれ適用する。
- 3 町は、維持管理・運営業務等を行うことが不適当と認める従事職員の交代について、維持管理運営企業に対し、その理由を示し、指示することができる。

第21条 （維持管理運営企業による給食開始確認）

- 1 維持管理運営企業は、本施設の引渡し後、維持管理運営企業による維持管理運営業務等のための体制、維持管理・運営業務計画書等が整備され、本契約を満たすことができることを確認した場合は、書面にて町に報告する。
- 2 維持管理運営企業は、前項の報告時に、建設企業による調理備品等調達業務の履行状況についても検査を行い、その結果を、維持管理運営企業において適切と判断する証憑を添えて、前項の報告と同時に町に報告する。
- 3 前項の検査の結果、未履行となっている事項がある場合は、その内容の詳細と原因、及び履行の見通しについても、前項の報告内容に含める。

第22条 （町による運営体制等の確認及び給食開始確認書の交付）

- 1 町は、前条の報告を受けた後20日以内に、前条に規定した事項を町側でも確認する。
- 2 町が前項の確認を行った結果、維持管理運営企業の体制等に、本契約を満たしていない点があった場合には、維持管理運営企業に対し、是正又は改善を求めることができる。当該是正又は改善に係る費用は、維持管理運営企業が負担する。
- 3 第1項の確認は、前条に基づく維持管理運営企業の報告の確認、その他町が合理的に適切と認める方法により行う。
- 4 町は、第1項の確認を行った結果、維持管理・運営業務の開始に関する維持管理運営企業の判断に対し特段異議がない場合には、維持管理運営企業に対し、遅滞なく給食開始確認書を交付する。
- 5 維持管理運営企業は、町が給食開始確認書を交付したことをもって、維持管理・運営業務等に係る責任（本条第2項に規定する是正、改善の義務を含む）を軽減又は免除されるものではない。

第23条 （給食調理業務開始の遅延による違約金）

維持管理運営企業の責めに帰すべき事由により、第22条第4項に規定する給食開始確認書の交付が給食運営期間開始予定日より遅延した場合には、維持管理運営企業は、給食運営期間開始予定日から給食開始確認書が交付された日（運営開始予定日以降、給食開始確認書が交付さ

れる前に建設請負契約第55条に基づき建設請負契約が解除された場合には、かかる解除がなされた日)までの間(両端日を含む。ただし、建設請負契約第52条第2項に定める損害金の計算期間の末日が、運営開始予定日を超えている場合には、当該超過期間を除く。)に応じ、サービス購入費B及びサービス購入費Cの年間合計額を元本として政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の違約金を町に支払う。

第4章 維持管理・運営業務

第1節 総則

第24条 (維持管理・運営業務の実施)

- 1 維持管理運営企業は、第22条第4項に規定する給食開始確認書が交付された日又は給食運営期間開始予定日のいずれか遅い日から令和21年8月31日まで、自らの責任と費用負担において、適用ある法令を遵守の上、本契約等に定める条件に従い、維持管理・運営業務を行う。
- 2 維持管理・運営業務について、維持管理運営企業に増加費用及び損害が発生した場合における措置は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 町の責めに帰すべき事由により、維持管理・運営業務について増加費用及び損害が発生した場合には、町が当該増加費用及び損害を負担する(ただし、逸失利益については負担しない。)
 - (2) 維持管理運営企業の責めに帰すべき事由により、維持管理・運営業務について増加費用及び損害が発生した場合には、維持管理運営企業が当該増加費用及び損害を負担する。
 - (3) 法令の変更又は不可抗力により、維持管理・運営業務について増加費用又は損害が発生した場合には、第7章又は第8章に従う。
- 3 維持管理運営企業は、自らの責任及び費用負担において、給食運営期間中、別紙3に規定する保険に加入しなければならない。

第25条 (維持管理業務年間計画書及び運営業務年間計画書の提出)

- 1 維持管理運営企業は、運営開始の属する事業年度の次年度以降の各事業年度について、当該事業年度開始日の60日前までに、町と協議の上、当該事業年度にかかる維持管理業務年間計画書及び運営業務年間計画書を作成し、町の確認を受けなければならない。
- 2 維持管理運営企業は、本契約に従った維持管理・運営業務を行うため、維持管理業務年間計画書及び運営業務年間計画書に従って、維持管理・運営業務に係る各業務を実施する。
- 3 維持管理運営企業は、第19条第1項に基づく維持管理・運営業務計画書等、並びに本条第1項に基づく維持管理業務年間計画書及び運営業務年間計画書に従ったことのみをもって、維持管理・運営業務に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

第26条 （運営に関する第三者の使用）

- 1 維持管理運営企業は、町の承諾を受けた場合に限り、維持管理・運営業務の一部を第三者に委託又は請け負わせることができる。
- 2 前項の規定により維持管理・運営業務の一部を受託又は請負した者が更に当該業務の一部を他の第三者（以下、前項の第三者とあわせて「維持管理運営協力企業」という。）に再委託又は再請負させる場合には、維持管理運営企業は、町に対し、速やかにその旨を通知し、町の承諾を受けなければならない。
- 3 前2項に規定する維持管理・運営業務の委託等（以下委託、再委託し又は請負、再請負させることをいう。以下同じ。）は、全て維持管理運営企業の責任において行うものとし、維持管理運営協力企業の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、維持管理運営企業の責めに帰すべき事由とみなす。
- 4 維持管理運営企業が、第1項又は第2項に規定する維持管理・運営業務の委託等を行った場合で、町が請求した場合、維持管理運営企業は、当該委託等についての契約書の写しを、速やかに町に提出しなければならない。
- 5 維持管理運営企業は、維持管理運営協力企業の責に帰すべき事由により、維持管理運営企業に発生した維持管理・運営業務等の実施にかかる増加費用及び損害を負担する。

第27条 （業務報告）

- 1 維持管理運営企業は、維持管理・運営業務に関する業務日誌、月報、年間報告書及びセルフモニタリング報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、毎月業務終了後7日以内に、年間報告書は事業年度終了後7日以内に、町に提出する。
- 2 維持管理運営企業は、前項の業務報告書のうち、業務日誌は5年間、月報、年間報告書及びセルフモニタリング報告書は、運営期間の終了時まで保管する。
- 3 維持管理運営企業は、運営期間中、町から維持管理・運営業務の実施について報告を求められたときは、遅滞なく、町に報告しなければならない。

第28条 （維持管理・運営業務に伴う近隣対策）

- 1 維持管理運営企業は、自らの責任及び費用負担において、維持管理・運営業務を実施するに当たり合理的な範囲内の近隣対策を実施するとともに、町に対し、事前及び事後に近隣対策の内容及び結果を報告する。町は、近隣対策の実施について、維持管理運営企業に協力する。
- 2 維持管理運営企業は、前項の近隣対策の結果、維持管理運営企業に発生する維持管理・運営業務等の実施にかかる増加費用及び損害を負担する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本施設を設置すること自体に関する近隣対策は町が実施するほか、当該近隣対策に起因して維持管理運営企業に維持管理・運営業務等の実施にかかる増加費用又は損害が生じたときは、町がこれを負担する（ただし、逸失利益については負担しない。）。また、本施設を設置すること自体に関する住民の反対運動、訴訟等の対応は町が行う。

第2節 個別業務の実施等

第29条 （調理業務）

- 1 維持管理運営企業は、町が調達し検収した食材により、町が作成した献立に基づいて給食調理を行う。
- 2 町が維持管理運営企業に対し、献立、給食提供日、給食数及び給食配送校等を通知する方法は本契約に規定された方法とする。本契約に規定されていない詳細事項、具体的な運用上の取り扱い等は、町と維持管理運営企業が別途協議して定めることができる。
- 3 前項により町と維持管理運営企業が協議して定めた事項は、書面により確認し、双方これを遵守するものとする。

第30条 （異物混入・食中毒等）

- 1 維持管理運営企業は、本契約に規定された事項、法令及び所轄官庁の指導、基準等を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって維持管理・運営業務を実施し、安全な給食を提供しなければならない。
- 2 給食配送校等（給食を提供した学校その他給食を提供した全ての提供先をいう。以下同じ。）において異物混入、食中毒その他給食の喫食に起因し又は喫食に影響を及ぼす重大な事故等（以下「食中毒等」という。）が発生した場合、維持管理運営企業は自らの費用により、原因究明の調査を行い、その結果について町に報告するものとする。
- 3 給食配送校等において食中毒等が発生した場合であって、保健所等これを所管する官公庁等によって原因究明等の調査等が行われる場合には、維持管理運営企業は、自己の費用により、当該調査等に協力するものとする。
- 4 維持管理運営企業の調理した給食の喫食が原因で第三者に損害を与えた場合、維持管理運営企業はこれを賠償するものとし、町が当該第三者に対し損害金を支払又は損害賠償義務等を負担したときは、町の請求により当該損害金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払わなければならない。ただし、維持管理運営企業がその責めに帰すべき事由によらないことを明らかにした場合又は原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し町の承諾を得た場合には、町に対して当該損害金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払う義務を負わないものとする。
- 5 給食の喫食が原因で第三者に損害が生じた場合における、本施設の運営ができない期間のサービス購入費のうちの運営に係る対価の支払及び損害賠償（前項により町が維持管理運営企業に対して求償できるものを除く。）は、以下のとおりとする。
 - (1) 町の責めに帰すべき事由による場合、運営に係る対価については、本施設の運営ができない期間において維持管理運営企業が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、維持管理運営企業の町に対する損害賠償請求を妨げない。
 - (2) 町及び維持管理運営企業の責めに帰すことのできない事由による場合、並びに維持管理運営企業が原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、原因究明につき第4項の町の承諾を得た場合、運営に係る対価については、本施設の運営ができない期間において維持管理運営企業が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、その他、町又は維持管理運営企業は相手方に対する損害賠償責任を負わないものとする。
 - (3) 前2号以外の場合、本施設の運営ができなかった期間の運営に係る対価の固定費のう

ち本施設の維持管理業務に係る部分のみを支払うものとし、かつ、町の維持管理運営企業に対する損害賠償請求を妨げない。

- 6 前項の場合で、第34条第1項に定めるサービス購入費の請求書を町が受領するときまでに、町若しくは維持管理運営企業のいずれの責めに帰すべき事由によるものかが判明しないとき又は原因不明の結果に関して町の承諾が得られないときは、町は、維持管理運営企業に対し、維持管理運営企業の請求に基づき運営に係る対価について、本施設の運営ができない期間において維持管理運営企業が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとする。かかる支払の後、食中毒等が前項第3号の事由によるものであることが判明した場合には、維持管理運営企業は支払を受けた運営に係る対価のうち本施設の維持管理・運営業務に係る部分及び別紙4の定めに従い減額又は支払留保されるべきであった金額を、町に返還するものとする。

第31条 （本施設の修繕）

- 1 維持管理運営企業は、自己の費用及び責任において本契約及び維持管理業務計画書等に定める本施設の修繕又は設備の更新を行う。
- 2 維持管理運営企業が、維持管理業務計画書等に記載のない本施設の修繕又は設備の更新を行う場合には、緊急のときを除き、あらかじめ町の承諾を受けなければならない。
- 3 維持管理運営企業は、本施設の修繕又は設備の更新を行う場合には、当該修繕又は更新について町の確認を受けるとともに、必要に応じて設計図書等に反映し、使用した設計図、完成図等の書面を速やかに町に提出する。
- 4 町の責めに帰すべき事由により、維持管理業務計画書等に記載のない本施設の修繕又は設備の更新を行った場合には、町はこれに伴う増加費用を負担する。なお、前段において、維持管理運営企業以外の本施設の利用者の責めに帰すべき事由は、その発生の回避が維持管理運営企業の業務の範囲内であるときは維持管理運営企業の責めに帰すべき事由と推定し、その他については町の責めに帰すべき事由と推定する。
- 5 法令の変更又は不可抗力により、維持管理業務計画書等に記載のない本施設の修繕又は設備の更新を行う場合（ただし前項にあてはまる場合は除く）には、それぞれ第7章又は第8章に従う。

第3節 損害等の発生

第32条 （維持管理・運営業務等に伴う第三者に及ぼした損害）

- 1 維持管理運営企業が維持管理・運営業務等について第三者に損害を及ぼしたときは、維持管理運営企業がその損害賠償額を負担しなければならない。ただし、その損害賠償額のうち町の責めに帰すべき事由により生じたものについては、町が負担する。
- 2 前項に基づき維持管理運営企業が負担すべき第三者に対する損害を、町が賠償した場合、町は維持管理運営企業に対して、賠償した金額を求償することができる。維持管理運営企業は、町から本項に基づく請求を受けた場合、速やかに支払わなければならない。

第4節 モニタリング

第33条 （モニタリング及び本契約未達成に関する手続）

- 1 町は、別紙5により維持管理・運営業務の各業務につきモニタリングを行う。

- 2 維持管理運営企業は、前項に規定するモニタリングの結果、維持管理・運営業務の遂行が本契約の内容を満たしていないことが確認された場合には、別紙5に従って、各業務についての改善計画書を作成し、業務の改善を行わなければならない。

第5章 サービス購入費の支払

第34条 （サービス購入費の支払）

- 1 町は、本契約に基づく維持管理運営企業の債務履行の対価として、別紙4及び別表の支払方法により、サービス購入費を支払う。
- 2 町は、前条第1項に規定するモニタリングの結果、本契約の内容を満たしていないと判断した場合には、別紙5に従って、サービス購入費を減額する。

第35条 （虚偽報告によるサービス購入費の減額）

第27条第1項の業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合には、維持管理運営企業は、当該虚偽記載がなければ町が第34条第2項の規定によりサービス購入費を減額することができた額について、町に返還しなければならない。

第36条 （サービス購入費の改定）

金利変動及び物価変動に伴うサービス購入費の改定は、別紙4により行う。

第37条 （サービス購入費の変更等に代える要求水準書の変更）

- 1 町は、本契約の規定によりサービス購入費を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、サービス購入費の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書を変更することができる。
- 2 維持管理運営企業は、本契約の規定によりサービス購入費を減額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、サービス購入費の減額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書の変更その他の維持管理運営企業によるサービス内容の向上を提案することができる。
- 3 前2項の場合において、要求水準書の変更内容は、町と維持管理運営企業が協議して定める。ただし、協議開始から14日以内に協議が整わない場合には、町が定め、維持管理運営企業に通知する。
- 4 前項の協議開始の日については、町が維持管理運営企業の意見を聴いて定め、維持管理運営企業に通知しなければならない。ただし、町がサービス購入費を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、維持管理運営企業は、協議開始の日を定め、町に通知することができる。

第6章 契約期間及び契約の終了

第1節 契約期間

第38条 （契約期間）

- 1 管理運営業務委託契約は、建設請負契約の締結につき地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年10月1日条例第56号）により世羅町議会における議決が得られたときに本契約の締結とする、仮契約として締結する。
- 2 前項により締結された仮契約は、前項の世羅町議会の議決を得たときは、何らの手続をすることなく本契約となるものとし、双方信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
- 3 管理運営業務委託契約は、第1項の規定により管理運営業務委託契約が本契約となったときから効力を生じ、基本契約又は管理運営業務委託契約の定めに従い解除又は延長されない限り、令和21年8月31日をもって終了する。
- 4 維持管理運営企業は、運営期間満了までの間、維持管理・運営業務について本契約の内容を満たす義務を負う。

第2節 業務の承継

第39条 （維持管理・運営業務の承継）

- 1 町及び維持管理運営企業は、運営期間の終了に際して、町又は町の指定する第三者に対する維持管理・運営業務の引継ぎに必要な事項の詳細について、運営期間満了の2年前から協議を開始する。
- 2 維持管理運営企業は、町又は町の指定する第三者が運営期間終了後において、維持管理・運営業務を引き続き行うことができるよう、前項の規定による協議において合意された事項に従い、運営期間満了の1年前から当該業務に関する必要な事項を説明するとともに、維持管理運営企業が用いた操作要領その他の資料を提供するほか、維持管理・運営業務の承継に必要な引継マニュアルを運営期間満了の6ヶ月前までに整備し、町に引き渡す。
- 3 維持管理運営企業は、事業期間満了後1年間、維持管理・運営業務の承継先からの問合せ対応等のサポート業務を実施するものとする。
- 4 前2項に規定する手続において、町又は町の指定する第三者の責めに帰すべき事由により、維持管理運営企業に維持管理・運営業務等の実施について増加費用及び損害が発生した場合には、町は、当該増加費用及び損害を負担する。

第40条 （施設の更新・修繕に関する業務の承継に関する特則）

- 1 維持管理運営企業は、運営期間満了の1年前までに、同期間満了後15年の本施設の修繕更新計画（以下「修正修繕更新計画」という。）を、引継ぎ資料の一つとして町に提出する。修正修繕更新計画は、提案書類において維持管理運営企業が提示した修繕更新計画（以下「当初修繕更新計画」という。）に対し、技術革新による計画の変更その他合理的な変更を加えたものとするが、維持管理運営企業は、修正修繕更新計画上の毎年の修繕・更新費用見通しが、当初修繕更新計画で示した金額の範囲内となるように、最大限の努力をして計画を策定することを要する。
- 2 町は、運営期間満了の3ヶ月前から維持管理運営企業に通知を行った上、本施設につい

て本契約の内容を満たしているか判断するために別途協議の上、終了前検査を行い、本施設が本契約に適合しないと認めるときは、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その修補を請求することができる。

- 3 前項の修補に要する費用の負担は、次の各号に掲げる修補の発生の原因に応じて、それぞれ次のとおりとする。
- (1) 本契約に定める維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認められるものについては、町がその修補に要する費用を負担する。
 - (2) 前号に掲げるもの以外のものについては、維持管理運営企業がその修補に要する費用を負担する。

第3節 維持管理運営企業の責めに帰すべき事由による解除

第41条 (維持管理運営企業の債務不履行による契約解除)

- 1 町は、次の各号のいずれかに該当するときは、維持管理運営企業に通知し、直ちに本契約の全部を解除することができる。
- (1) 維持管理運営企業が維持管理・運営業務等の全部又は一部を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
 - (2) 維持管理運営企業の取締役会において、維持管理運営企業に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の法令に基づく倒産法制上の手続の申立てが決議されたとき又は他の第三者（維持管理運営企業の取締役を含む。）によりこれらの申立てがなされたとき。
 - (3) 維持管理運営企業等が本事業若しくは本事業に係る入札手続に関して、重大な法令の違反をしたとき。
 - (4) 維持管理運営企業が本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
 - (5) 維持管理運営企業等が基本協定又は基本契約の規定に反したとき。
 - (6) 維持管理運営企業が、業務報告書に重大な虚偽の記載を行ったとき。
 - (7) 第67条の秘密保持義務又は第68条の個人情報保護義務に重大な違反があったとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、維持管理運営企業が本契約に違反し、本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 町は、維持管理運営企業が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、解除により維持管理運営企業に損害があっても、町はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 役員等（維持管理運営企業が個人である場合にはその者を、維持管理運営企業が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 維持管理運営企業が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、町が維持管理運営企業に対して当該契約の解除を求め、維持管理運営企業がこれに従わなかったとき。

第42条 （開業準備期間開始後の解除）

- 1 開業準備期間開始後、維持管理運営企業の責めに帰すべき事由により、次の各号に掲げる事実が発生した場合には、町は、維持管理運営企業に対し、相当の期間を定めてこれを改善すべき旨を通知する。この場合において、相当の期間内に改善がなされないときは、維持管理運営企業に通知し、本契約の全部を解除することができる。
 - (1) 維持管理運営企業が、連続して30日以上又は1年間に60日以上にわたり、本契約の内容に従った維持管理・運営業務等その他運営期間中の業務を行わないとき。
 - (2) 本契約の履行が困難となったとき。
- 2 開業準備期間開始後、第41条又は前項の規定により本契約が解除された場合の本施設の帰属その他解除に伴う町からの支払等については、第44条又は第45条の規定に従う。

第43条 （開業準備期間開始後の一部解除）

- 1 開業準備期間開始後、維持管理・運営業務等の一部について別紙5に定める解除事由が発生した場合には、町は、維持管理運営企業に通知し、本契約の一部を解除することができる。
- 2 前項の規定により本契約の一部が解除された場合、当該解除がなされた四半期の運営に係る対価は、当該四半期のうち解除後の期間（解除した日を含む。）について解除の対象となった業務に対応する費用を日割計算した金額を減額した金額とする。また、当該解除の翌四半期以降の業務に対する運営に係る対価は、解除の対象となった業務に対応する費用を減額した金額とする。

第44条 （維持管理運営企業の責めに帰すべき事由による開業準備期間中の契約解除の場合の取扱い）

- 1 開業準備期間中に本契約第41条又は第42条第1項の規定により本契約が解除された場合には、維持管理運営企業は、サービス購入費A並びに運営初年度のサービス購入費B及びサービス購入費Cの合計の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を違約金として町に支払う。
- 2 町は、前項に基づく解除以降、本施設の所有権を引き続き保有する。
- 3 前項に加え、第1項に規定される解除の場合において、町は、当該解除時点までに履行

された開業準備業務のうち、対応するサービス購入費が支払われていない期間の業務に係る対価を支払う。

- 4 第1項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、町は、増加費用及び損害が町に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が同項の金額を超えるときは、その超過額について維持管理運営企業に損害賠償を請求することができ、前項の金額と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺することができる。
- 5 維持管理運営企業は、町又は町の指定する第三者に対する開業準備業務並びに給食及び維持管理業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、維持管理運営企業が負担する。
- 6 第1項に規定される解除を原因として、維持管理運営企業に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、町は、維持管理運営企業に協議を申し入れることができる。

第45条 （維持管理運営企業の責めに帰すべき事由による給食運営期間開始後の解除）

- 1 給食運営期間開始後に第41条又は第42条第1項の規定により本契約が解除された場合には、維持管理運営企業は、当該解除が生じた事業年度の前年度のサービス購入費B及びサービス購入費Cの合計（運営初年度に解除された場合は、サービス購入費A並びに運営初年度のサービス購入費B及びサービス購入費Cの合計）の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を違約金として町に支払う。
- 2 町は、前項に基づく解除以降、本施設の所有権を引き続き保有する。
- 3 前項に加え、第1項に規定される解除の場合において、町は、当該解除時点までに履行された維持管理・運営業務のうち、対応するサービス購入費が支払われていない期間の運営に係る対価を支払う。
- 4 第1項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、町は、増加費用及び損害が町に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が同項の金額を超えるときは、その超過額について維持管理運営企業に損害賠償を請求することができ、前項の金額と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺することができる。
- 5 町は、第1項に規定される解除の場合において、本施設が本契約の内容を満たしているかを判断するため、終了前検査を行う。
- 6 町は、前項の検査の結果、本施設が本契約の内容を満たしていない場合には、維持管理運営企業に対し、本施設の修繕又は設備等の更新を求めることができ、維持管理運営企業は速やかに修繕し、設備等を更新しなければならない。当該修繕又は設備の更新等に係る費用は、維持管理運営企業が負担する。
- 7 維持管理運営企業は、町又は町の指定する第三者に対する維持管理・運営業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、維持管理運営企業が負担する。
- 8 第1項に規定される解除を原因として、維持管理運営企業に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、町は、維持管理運営企業に協議を申し入れることができる。

第46条 （開業準備期間開始後の一部解除に係る違約金）

- 1 第43条第1項の規定により本契約の一部が解除された場合、維持管理運営企業は、当該解除が生じた事業年度の前年度のサービス購入費B及びサービス購入費Cの合計（運営初

年度に解除された場合は、サービス購入費A並びに運営初年度のサービス購入費B及びサービス購入費Cの合計)の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を違約金として町に支払わなければならない。ただし、第43条第1項に基づく本契約の一部解除後に、本契約の全部が解除された場合であって、維持管理運営企業が前条の規定に基づき町に違約金を支払う場合には、維持管理運営企業は前条の規定に基づく違約金の金額から、本項に基づいて既に支払った違約金の金額を差し引いて支払えば足りる。

- 2 前項に基づく違約金は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、町は、本契約の一部解除に起因して増加費用及び損害が町に発生した場合において当該増加費用及び損害が違約金の金額を超えるときは、その超過額について維持管理運営企業に損害賠償を請求することができる。

第4節 町の責めに帰すべき事由による解除

第47条 (町の債務不履行による契約解除)

- 1 町が、本契約に従って支払うべきサービス購入費の支払いを遅延し、維持管理運営企業から催告を受けてから60日を経過しても当該支払義務を履行しない場合又は重要な義務違反により維持管理・運営業務等の実施が困難となり、維持管理運営企業が催告しても60日以内に是正しない場合には、維持管理運営企業は本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合の町からの支払等については、第48条及び第49条の規定に従う。

第48条 (町の責めに帰すべき事由による開業準備期間中の契約解除の場合の取扱い)

- 1 開業準備期間中に本契約第47条の規定により本契約が解除された場合において、町は、本施設の所有権を引き続き保有する。
- 2 維持管理運営企業は、町又は町の指定する第三者に対する開業準備業務並びに給食及び維持管理業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、町が負担する。
- 3 第1項に規定される解除の場合において、当該解除により維持管理運営企業に増加費用又は損害が発生した場合、町は当該増加費用及び損害(維持管理運営企業、維持管理運営企業、並びに維持管理運営企業に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない増加費用及び損害は除く。)を負担する。
- 4 第1項に規定される解除を原因として、維持管理運営企業に利益が発生した場合には、当該利益の取扱いについて、町は、維持管理運営企業に協議を申し入れることができる。

第49条 (町の責めに帰すべき事由による給食運営期間開始後の解除の場合の取扱い)

- 1 給食運営期間開始後に第47条の規定により本契約が解除された場合において、町は、本施設の所有権を引き続き保有する。
- 2 第1項に規定される解除の場合において、町は、当該解除時点までに履行された維持管理・運営業務のうち、対応するサービス購入費が支払われていない期間の運営に係る対価を支払う。
- 3 町は、第1項に規定される解除の場合において、本契約の内容を満たしているかを判断

するため、終了前検査を行う。

- 4 町は、前項の検査の結果、本施設が本契約の内容を満たしていない場合には、維持管理運営企業に対し、本施設の修繕又は設備等の更新を求めることができ、維持管理運営企業は速やかに修繕し、設備等を更新する。当該修繕又は設備の更新等に係る費用は、維持管理運営企業が負担する。
- 5 前項の修繕又は設備等の更新に要する費用の負担は、次の各号に掲げる修繕又は設備等の更新の発生の原因に応じて、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 本契約に定める維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認められるものについては、町がその修繕又は設備等の更新に要する費用を負担する。
 - (2) 前号に掲げるもの以外のものについては、維持管理運営企業がその修繕又は設備等の更新に要する費用を負担する。
- 6 維持管理運営企業は、町又は町の指定する第三者に対する給食及び維持管理業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力を要した費用は、町が負担する。
- 7 第1項に規定される解除の場合において、当該解除により第2項の支払額とは別に維持管理運営企業に増加費用又は損害が発生した場合、町は当該増加費用及び損害（維持管理運営企業、維持管理運営企業、並びに維持管理運営企業に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない増加費用及び損害は除く。）を負担する。
- 8 第1項に規定される解除を原因として、維持管理運営企業に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、町は、維持管理運営企業に協議を申し入れることができる。

第5節 法令の変更・不可抗力による契約解除

第50条 （法令の変更による契約の解除）

- 1 第56条第3項の協議を行ったにもかかわらず、法令の変更により、町が維持管理・運営業務等の継続が困難となった場合、又は本契約の履行のために多大な費用を要する場合には、町若しくは維持管理運営企業は、相手方と協議の上、相手方に対して通知をすることにより本契約の全部を解除することができる。
- 2 前項の場合の解除に伴う町からの支払等については、第52条及び第53条の規定に従う。

第51条 （不可抗力による契約解除）

- 1 第58条第3項の協議を行ったにもかかわらず、不可抗力による事由が発生した日から90日以内に本契約の変更について合意が得られない場合かつ次の各号の一に該当する事態に陥った場合には、町又は維持管理運営企業は、同条第2項にかかわらず、相手方と協議の上、相手方に通知することにより本契約の全部を解除することができる。
 - (1) 維持管理運営企業による維持管理・運営業務等の継続が不能又は著しく困難なとき。
 - (2) 維持管理運営企業が維持管理・運営業務等を継続するために、町が過分の費用を負担するとき。
- 2 前項の場合の解除に伴う町からの支払等については、第52条及び第53条の規定に従う。

第52条 （法令の変更・不可抗力による開業準備期間中の解除の場合の取扱い）

- 1 開業準備期間中に本契約第50条又は第51条の規定により本契約が解除された場合において、町は、本施設の所有権を引き続き保有する。

- 2 前項に規定される解除の場合において、町は、当該解除時点までに履行された開業準備業務のうち、対応するサービス購入費が支払われていない期間の開業準備に係る対価を支払う。
- 3 維持管理運営企業は、町又は町の指定する第三者に対する維持管理・運営業務等の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、維持管理運営企業が負担する。
- 4 第1項に規定される解除を原因として、維持管理運営企業に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、町は、維持管理運営企業に協議を申し入れることができる。

第53条 （法令の変更・不可抗力による給食運営期間開始後の解除の場合の取扱い）

- 1 給食運営期間開始後に本契約第50条又は第51条の規定により本契約が解除された場合において、町は、本施設の所有権を引き続き保有する。
- 2 前項に規定される解除の場合において、町は、当該解除時点までに履行された維持管理・運営業務のうち、対応するサービス購入費が支払われていない期間の運営に係る対価を支払う。
- 3 維持管理運営企業が既に維持管理・運営業務を開始している場合において、維持管理運営企業が維持管理・運営業務を終了させるために要する費用（維持管理運営企業、維持管理運営協力企業、及び維持管理運営企業に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない費用は除く。）があるときは、町は当該費用を維持管理運営企業に支払う。なお、支払方法は、町と維持管理運営企業が協議して定める。
- 4 町は、第1項に規定される解除の場合において、本契約の内容を満たしているかを判断するため、終了前検査を行う。
- 5 町は、前項の検査の結果、本施設が本契約の内容を満たしていない場合には、維持管理運営企業に対し、本施設の修復又は設備等の更新を求めることができ、維持管理運営企業は速やかに修繕し、設備等を更新する。
- 6 前項の修繕又は設備等の更新に係る費用は、維持管理運営企業が負担する。ただし、法令の変更に起因して必要となる修繕又は更新に係る費用については、第57条に従い、不可抗力に起因して必要となる修繕又は更新に係る費用については、第59条に従い、それぞれ町又は維持管理運営企業が負担する。
- 7 維持管理運営企業は、町又は町の指定する第三者に対する維持管理・運営業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に要した費用は、維持管理運営企業が負担する。
- 8 第1項に規定される解除を原因として、維持管理運営企業に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、町は、維持管理運営企業に協議を申し入れることができる。

第6節 町の任意による契約解除

第54条 （町の任意による解除）

- 1 町は、維持管理・運営業務等を継続する必要がなくなった場合又はその他町が必要と認める場合には、180日以上前に維持管理運営企業にその理由を書面にて通知することにより、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合の他解除に伴う町からの支払等については、

第47条に基づき本契約が解除された場合に準ずる。

第7節 事業終了に際しての処置

第55条 （事業終了に際しての処置）

- 1 維持管理運営企業は、開業準備期間開始前に本契約が解除により終了した場合において、本件土地又は本施設内に維持管理運営企業又は維持管理運営協力企業が所有又は管理する工事材料、機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置につき町の指示に従わなければならない。維持管理運営協力企業をして町の指示に従わせなければならない。
- 2 前項の場合において、維持管理運営企業が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき町の指示に従わないときは、町は、維持管理運営企業に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。維持管理運営企業は、町の処置に異議を申し出ることができず、また、町が処置に要した費用を負担する。
- 3 維持管理運営企業は、運営期間が終了した場合又は開業準備期間若しくは運営期間中に本契約の全部若しくは一部が解除により終了した場合において、当該解除の対象となった業務について、本施設内に維持管理運営企業又は維持管理運営協力企業が所有又は管理する機器類、什器備品その他の物件があるときは、当該物件の処置につき、町の指示に従わなければならない。維持管理運営協力企業をして町の指示に従わせなければならない。
- 4 前項の場合において、維持管理運営企業が所有する機器類、什器備品その他の物件（もしあれば）について、町はその裁量により、当該物件の全部又は一部を簿価で買い取ることができる。この場合、維持管理運営企業は、当該物件について担保権その他何らの負担も付着していない所有権を町に移転しなければならない。
- 5 第3項の場合において、維持管理運営企業が使用権を有する機器類、什器備品その他の物件（もしあれば）について、町はその裁量により、当該物件の使用権を維持管理運営企業から有償で承継することができる。この場合、維持管理運営企業は、当該物件について担保権その他何らの負担も付着していない使用権（ただし、当該物件の所有者が課している負担を除く。）を町に移転しなければならない。
- 6 前2項に基づき町が買い取る物件を除き、第3項の場合において、維持管理運営企業が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき町の指示に従わないときは、町は、維持管理運営企業に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。維持管理運営企業は、町の処置に異議を申し出ることができず、また、町が処置に要した費用を負担する。
- 7 維持管理運営企業は、本契約の全部又は一部が終了した場合において、直ちに、町に対し、当該解除の対象となった業務を運営するために必要な全ての書類を引き渡さなければならない。

第7章 法令の変更

第56条 （法令の変更）

- 1 維持管理運営企業は、法令の変更により、本契約に従った業務の遂行ができなくなった場合には、その内容の詳細及び理由を直ちに町に対して通知しなければならない。

- 2 維持管理運営企業は、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく履行期日における義務が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における履行義務を免れる。ただし、維持管理運営企業は、法令の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 町は、維持管理運営企業から第1項の通知を受領した場合には、速やかに維持管理運営企業と協議する。当該協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から90日以内に本契約の変更（引渡予定日及び運営開始予定日の変更を含む。）について合意が得られない場合には、町は、法令の変更への対応方法（引渡予定日及び運営開始予定日の変更を含む。）を維持管理運営企業に通知し、維持管理運営企業はこれに従い維持管理・運営業務等を継続する。

第57条 （法令の変更による費用・損害の扱い）

- 1 法令の変更により、維持管理運営企業に維持管理・運営業務の実施について合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合には町が負担し、それ以外の法令の変更については維持管理運営企業が負担する。なお、維持管理運営企業の逸失利益にかかる増加費用及び損害については、次の各号にかかわらず、維持管理運営企業が全て負担する。
 - （1）学校給食センターの整備及び運営に関する法令変更。ただし、当該法令のうち、学校給食センターの整備及び運営に関する事業以外の事業にも適用されるものを除く。
 - （2）建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令変更（建築物の維持管理に関する法令変更を含む。）
 - （3）消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更
 - （4）法令変更による増加費用で資本的支出に係るもの
- 2 法令の変更により、維持管理・運営業務等の実施について維持管理運営企業の負担する費用が減少した場合であって、かつ、前項の各号のいずれかに該当する場合には当該減少額に応じてサービス購入費の減額を行い、それ以外の法令変更についてはサービス購入費の減額を行わない。

第8章 不可抗力等

第58条 （不可抗力）

- 1 維持管理運営企業は、不可抗力の発生により、本契約に従った業務の遂行ができなくなった場合には、その内容の詳細及び理由を直ちに町に通知しなければならない。
- 2 維持管理運営企業は、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、維持管理運営企業は、早急に適切な対応措置を執り、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 町は、維持管理運営企業から第1項の通知を受領した場合には、速やかに維持管理運営企業と協議する。当該協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から90日以内に本契約の変更（引渡予定日及び運営開始予定日の変更を含む。）について合意が得られない場合には、町は、不可抗力の対応方法（引渡予定日及び運営開始予定日の変更を含む。）を維持管理運営企業に通知し、維持管理運営企業はこれに従い維持管理・運営業務等を継続す

る。

第59条 （不可抗力による増加費用・損害の扱い）

開業準備期間及び運営期間中に生じた不可抗力により、維持管理運営企業に維持管理・運営業務等の実施について合理的な増加費用及び損害が発生する場合には、かかる合理的な増加費用額及び損害額が、当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス購入費B及びサービス購入費Cの合計（運営初年度に解除された場合は、サービス購入費A並びに運営初年度のサービス購入費B及びサービス購入費Cの合計）の100分の1に至るまでは維持管理運営企業が負担し、これを超える額については町が負担する。ただし、維持管理運営企業が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。なお、維持管理運営企業の逸失利益にかかる増加費用及び損害については、維持管理運営企業が全て負担する。

第60条 （第三者の責めに帰すべき事由による本施設の損害）

- 1 建設請負契約第39条第4項に規定する本施設の引渡し後に、第三者の責めに帰すべき事由により本施設に損害が生じた場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は、町の責任及び費用負担において行う。
- 2 第三者による本施設への損害が維持管理運営企業の善管注意義務又は管理義務の違反により生じた場合には、当該損害が生じた本施設を本契約に適合させるために要する費用（第三者から損害賠償を受けた部分及び第18条第3項又は第24条項第3項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）を維持管理運営企業が負担するものとする。
- 3 第1項に基づき町が第三者に対する損害賠償の請求を行う場合において、町が請求するときは、維持管理運営企業は、町の請求に従い、本施設の損害の状況及び当該損害の修復の方法等を確認し、その結果を町に通知しなければならない。

第9章 知的財産権等

第61条 （著作物の利用及び著作権）

- 1 町は、維持管理運営企業が修正等をした設計図書等並びに維持管理運営企業が提出した維持管理・運営業務計画書等及び業務報告書について、維持管理運営企業が著作権を有する場合であっても、町の裁量により無償で利用する権利（公表、改変、複製、展示、頒布、翻案する権利を含む。以下本条において同じ。）を有するものとし、その権利は、本契約の終了後も存続する。ただし、維持管理運営企業固有の技術等に関する事項を町が使用するに際しては、維持管理運営企業と協議を行うものとする。
- 2 維持管理運営企業が修正等をした設計図書等並びに維持管理運営企業が提出した維持管理・運営業務計画書等及び業務報告書が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合における著作権者の権利の帰属については、同法に定めるところによる。
- 3 設計図書等及び本施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合における著作権者の権利に関して、維持管理運営企業は、あらかじめ

町の承諾を受けた場合を除き、次の各号の行為を自ら行い、又は著作権者をして行わせてはならない。

- (1) 著作権法第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第21条、第25条、第26条第1項、第26条の2第1項、第26条の3に規定する権利の行使
- (2) 著作権の譲渡及び承継

第62条 （著作権の侵害の防止）

- 1 維持管理運営企業は、維持管理運営企業が修正等をした設計図書等並びに維持管理運営企業が提出した維持管理・運営業務計画書等及び業務報告書を利用する行為が、第三者の著作権を侵害するものではないことを町に保証する。
- 2 維持管理運営企業は、前条第1項ないし第3項に規定する町による維持管理運営企業が修正等をした設計図書等並びに維持管理運営企業が提出した維持管理・運営業務計画書等及び業務報告書の利用のために第三者からの許諾等を受ける必要がある場合には、自らの責任及び費用負担において、町のために必要な許諾等を取得する。
- 3 維持管理運営企業は、維持管理運営企業が修正等をした設計図書等並びに維持管理運営企業が提出した維持管理・運営業務計画書等及び業務報告書を利用する行為が第三者の著作権を侵害することにより第三者が受けた損害の賠償をしなければならないときは、維持管理運営企業がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。町が賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるための費用を負担したときには、維持管理運営企業は、町に対し、町が負担した賠償額又は費用の全額を補償する。ただし、損害の発生が本契約等のいずれにも基つかない町の提案又は指示に起因する場合はこの限りではない。

第63条 （特許権等の使用）

維持管理運営企業は、特許権等の工業所有権の対象となる技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、当該使用が町の提案又は指示による場合はこの限りではない。

第 10 章 その他

第64条 （公租公課の負担）

- 1 本契約に基づく業務の遂行に関する租税は、全て維持管理運営企業の負担とする。
- 2 町は、維持管理運営企業に対してサービス購入費に係る消費税及び地方消費税を除き、一切租税を負担しない。

第65条 （維持管理運営企業が第三者と締結する損害賠償額の予定等）

本契約の規定により町が増加費用若しくは損害を負担し、又は賠償する場合において、当該増加費用又は損害が維持管理・運営業務等を行うため維持管理運営企業が第三者と締結した契約により支払うべき損害賠償額の予定その他の契約終了又は変更時に支払うべき金銭債務に基づくものであるときは、町が負担し、若しくは賠償する増加費用又は損害の額は、当該第三者に現に生じた損害であって、通常生ずべきものの額に限る。

第66条 （遅延損害金）

町又は維持管理運営企業が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。

第67条 （秘密保持）

- 1 維持管理運営企業は、維持管理・運営業務等に関して知り得た全ての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。
 - （1）開示の時に公知である情報
 - （2）開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
 - （3）開示者が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
 - （4）開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
 - （5）開示者から開示を受けた後被開示者の責めによらないで公知となった情報
 - （6）裁判所等により開示が命ぜられた情報
 - （7）町が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報
 - （8）町が世羅町議会の請求に基づき開示する情報
- 2 維持管理運営企業は、維持管理・運営業務等の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
- 3 維持管理運営協力企業による第1項及び前項の違反は、維持管理運営企業による違反とみなす。
- 4 維持管理運営企業は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼などを行う場合など、相手方に本条と同等の守秘義務（法令上守秘義務を負う者は当該法令上の守秘義務で足りるものとする。）を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 5 前項の場合において、維持管理運営企業は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。
- 6 維持管理運営企業は、本契約締結後直ちに、維持管理運営協力企業をして、秘密情報を漏らさない旨の誓約書（前項の内容の確認を含む。）を町に提出させなければならない。
- 7 維持管理運営企業は、維持管理運営協力企業が更に業務の一部を他の第三者に委託又は請け負わせる場合には、当該委託又は請負を受けた者をして、当該第三者に守秘義務を負わせ、当該第三者をして秘密情報を漏らさない旨の誓約書（第5項の内容の確認を含む。）を市に提出させなければならない。維持管理運営企業は、維持管理・運営業務等に関して作成した各種計画書、報告書、資料その他一切の書類について、その保管場所を町に通知しなければならない。維持管理運営企業は、保管場所について、町から変更その他の要求があった場合には、これに従わなければならない。

第68条 （個人情報保護）

- 1 維持管理運営企業は、維持管理・運営業務等を遂行するに際して知り得た、町が貸与するデータ及び帳票、資料等に記載された個人情報並びに当該情報から維持管理運営企業が

作成した個人情報（以下これらを「個人情報」と総称する。）を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び世羅町個人情報保護条例（平成 16 年 10 月 1 日条例第 10 号）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払わなければならない。

- 2 維持管理運営企業は、個人情報を、維持管理・運営業務等の遂行以外の目的で使用してはならない。
- 3 維持管理運営協力企業による第 1 項及び前項の違反は、維持管理運営企業による違反とみなす。
- 4 維持管理運営企業は、個人情報を、維持管理・運営業務等の業務を遂行するために必要な場合を除き、複写又は複製することはできない。
- 5 維持管理運営企業は、維持管理・運営業務等の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者をして、厳重な注意をもって個人情報を管理させなければならない。
- 6 維持管理運営企業は、個人情報の管理に関して漏洩その他の事故が生じた場合には、町に対し、速やかに報告する。
- 7 町は、必要に応じて、維持管理運営企業による個人情報の管理状況について立入調査を行うことができ、維持管理運営企業は当該立入調査に協力しなければならない。
- 8 維持管理運営企業は、維持管理・運営業務等の終了後、町に対し、速やかに個人情報に記載された資料その他一切の情報媒体を返還する。
- 9 前 8 項に定める他、維持管理運営企業は、個人情報の保護に関する事項について、町の指示に従わなければならない。
- 10 維持管理運営企業は、維持管理運営協力企業に前 9 項に定める維持管理運営企業の義務と同様の義務を課し、当該者をして、町に対し当該義務を負う旨の確約書を差入れさせる。

第69条 （情報通信の技術を利用する方法）

本契約において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、催告、承諾、要請及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第70条 （本契約の変更）

本契約は、町及び維持管理運営企業の書面による合意によってのみ変更することができる。

以上を証するため、本契約を〔 〕通作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

(町)

世羅町●●●●

世羅町

世羅町長

奥 田 正 和

印

(維持管理運営企業)

【所在地】●●●●

【商号又は名称】●●●●●

【代表者名】●●●●

印

【所在地】●●●●

【商号又は名称】●●●●●

【代表者名】●●●●

印

別紙１ 用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

- 1 「維持管理・運營業務」とは、基本契約、本契約、要求水準書及び事業者提案に基づいて行う本施設の維持管理業務及び運營業務をいう。
- 2 「運営開始予定日」とは、開業準備業務の開始予定日をいい、令和7年4月1日をいう。
- 3 「運営期間」とは、本施設の引渡日の翌日から令和22年3月31日をいう。
- 4 「開業準備期間」とは、本施設の引渡日の翌日から令和7年3月31日までをいう。
- 5 「開業準備業務」とは、基本契約、本契約、要求水準書及び事業者提案に基づいて行う本施設の開業準備業務をいう。
- 6 「基本契約」とは、町と維持管理運営企業との間で締結した令和●年●月●日付け「世羅町学校給食センター整備運営事業 基本契約書」に基づく契約（当該契約に関して町と事業者との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。
- 7 「給食運営期間」とは、運営期間のうち、給食調理業務の開始日から当該日以降の事業期間の終了日までの期間をいう。
- 8 「建設請負契約」とは、町と建設企業との間で締結する「世羅町学校給食センター整備運営事業 建設請負契約書」に基づく契約（当該契約に関して町と建設企業との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。
- 9 「建設企業」とは、事業者の構成員で、町と建設請負契約を直接締結して施設整備業務のうち建設工事を遂行する企業を個別に又は総称していう。
- 10 「サービス購入費」とは、基本契約、本契約、要求水準書及び事業者提案に基づいて町が維持管理運営企業に支払う維持管理・運營業務等を実施したことの対価の総額をいう。
- 11 「事業期間」とは、基本契約の締結日の開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず基本契約が終了した日又は令和22年3月31日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
- 12 「事業契約」とは、基本契約、建設請負契約及び本契約（いずれも仮契約を含む。）の総称をいう。
- 13 「維持管理運営企業」とは、事業者の構成員で、町と本契約を直接締結して維持管理・運營業務等を行う企業を個別に又は総称していう。
- 14 「事業者提案」とは、本事業に関する応募手続において事業者が町に提出した維持管理・運營業務の実施に関する提案書類一式（入札手続のヒアリング等における回答を含む。）をいう。
- 15 「施設整備期間」とは、建設請負契約の締結の日から本施設の引渡日（同日を含む。）までの期間をいう。
- 16 「施設整備業務」とは、基本契約、建設請負契約、要求水準書及び提案に基づいて本施設を整備する業務をいう。
- 17 「実施方針等」とは、本事業に関する事業者募集手続において町が配布した一切の資料

及び当該資料に係る質問回答書をいう。

- 18 「引渡日」とは、建設企業が町に本施設を実際に引き渡す日をいう。
- 19 「引渡予定日」とは、建設企業が町に本施設を引き渡す予定日をいい、本施設の引渡予定日は令和7年1月31日をいう。
- 20 「本件土地」とは、世羅町大字本郷833-1、…の各土地をいう。
- 21 「本施設」とは、実施方針等及び事業者提案に基づいて整備される学校給食センター施設及び関連する附帯施設の総称をいう。
- 22 「要求水準」とは、町が本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める水準をいう。なお、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は当該提案内容による水準を適用する。
- 23 「要求水準書」とは、本事業に関する事業者募集手続において町が配布した資料である「世羅町学校給食センター整備運営事業 要求水準書」及び当該資料に係る質問回答書をいう。

別紙２ 維持管理・運營業務の委託又は請負企業一覧¹

維持管理運営企業から受託し、又は請け負う業務内容【●●●●●】

維持管理運営協力企業の名称【●●●●●】

維持管理運営協力企業の所在地【●●●●●】

維持管理運営企業から受託し、又は請け負う業務内容【●●●●●】

維持管理運営協力企業の名称【●●●●●】

維持管理運営協力企業の所在地【●●●●●】

維持管理運営企業から受託し、又は請け負う業務内容【●●●●●】

維持管理運営協力企業の名称【●●●●●】

維持管理運営協力企業の所在地【●●●●●】

¹ 落札者の提案に基づいて記載する。

別紙3 保険²

維持管理運営企業は、本契約が有効である間、以下の保険に加入するか、又は以下に記載する保険契約者をして、以下の保険に加入せしめなければならない。

また、維持管理運営企業は、以下の保険契約が締結されたときは、その保険証券の写しを遅延なく町に提示し、かつ町の承諾なく保険契約及び保険金額その他の条件の変更若しくは解約をし、又は保険契約者に同様の変更若しくは解約をさせてはならない。

第三者賠償責任保険（請負賠償責任保険及び生産物賠償責任保険）

保険契約者：[提案による]

被保険者：維持管理運営企業、維持管理運営協力企業から維持管理・運営業務等を請負又は受託する全ての者及びその全ての下請負人、並びに町

保険期間：開業準備期間及び運営期間（期間中更新していくことは可とする。）

保険金額：対人：1名あたり最大1億円、1事故あたり最大10億円

対物：1事故あたり最大10百万円

補償する損害：本施設の使用又は管理並びに本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損失

免責金額：1事故あたり5万円以下

特約：被保険者間交差責任担保特約

² 落札者の提案に基づいて記載する。

別紙４ サービス購入費の算出方法及びサービス購入費の支払方法

１ サービス購入費の算出方法

（１）サービス購入費の構成

維持管理運営企業が実施する開業準備業務に係る対価は、本契約に基づき支払われる「サービス購入費Ａ」とする。維持管理運営企業が実施する維持管理・運営業務に係る対価は、本契約に基づき支払われる「サービス購入費Ｂ」及び「サービス購入費Ｃ」で構成される。

サービス購入費の構成

区分	サービス購入費（支払方法）	支払時期
開業準備業務	サービス購入費Ａ（一括払い）	開業準備業務完了後に支払う
維持管理・運営業務	サービス購入費Ｂ（固定料金）	運営期間中に四半期毎に支払う
	サービス購入費Ｃ（変動料金）	運営期間中に四半期毎に支払う

（２）開業準備業務に係る対価（サービス購入費Ａ）

開業準備業務に係る対価に相当する額は、施設引渡し後に発生する費用であり、次の費用を含むものとする。

項目	区分	構成される費用の内容
開業準備業務に係る対価（サービス購入費Ａ）	開業準備費	・建物維持管理業務 ・建築設備維持管理業務 ・調理設備維持管理業務 ・外構等維持管理業務 ・清掃業務 ・警備業務 ・水道料金 ・設備等の試稼働 ・研修・訓練費 ・リハーサル費（調理、配送） ・廃棄物の処理 ・広報資料作成費 ・その他開業準備業務に関して必要となる費用

町は、開業準備業務に係る対価として、サービス購入費Ａを、開業準備業務完了後に一括で支払う。ただし、支払日は、給食運営期間開始日以降の日とする。

また、町は、保育所・学校等の事情により、提案書類に記載された調理リハーサル、配送リハーサルその他の開業準備業務が実施されなかったと確認した場合には、維持管理運営企業へ支払うサービス購入費の減額を行う場合がある。

(3) 維持管理・運営業務に係る対価（サービス購入費B・C）

ア 維持管理・運営業務に係る対価

維持管理・運営業務に係る対価に相当する額は、次の費用を含むものとする。

項目	区分	構成される費用の内容
維持管理・運営業務に係る対価（サービス購入費B・C）	運営費	・ 日常の検収業務 ・ 給食調理業務 ・ 洗浄等業務 ・ 配送及び回収業務 ・ 残渣等処理業務 ・ 調理備品等更新業務 ・ 配送車両調達・維持管理業務 ・ 水道料金 ・ 献立作成支援業務 ・ 食育支援業務
	維持管理費	・ 建物維持管理業務 ・ 建築設備維持管理業務 ・ 調理設備維持管理業務 ・ 外構等維持管理業務 ・ 清掃業務 ・ 警備業務
	その他費用	・ 運営期間中の保険料 ・ 一般管理費 ・ 法人税、法人の利益に対してかかる税金等及び維持管理運営企業の税引後利益（株主への配当原資等） ・ その他維持管理・運営業務に関して必要となる費用

町は、本施設の維持管理・運営業務に係る対価について、給食運営期間にわたり固定的に支払う「サービス購入費B」と、提供給食数等に応じて変動的に支払う「サービス購入費C」に分けて支払う。

イ サービス購入費B（固定料金）

本施設の維持管理・運営業務に係る対価のうち、給食運営期間にわたり町が維持管理運営企業に対して固定的に支払うものをいい、事業者が提案書類において提案した金額に基づき、年度毎に固定された金額を支払う。

支払回数は年4回とし、第1四半期から第4四半期の各四半期において、年間支払額の4分の1相当額を、給食運営期間中に計60回支払う（例えば、給食運営期間開始日が令和7年4月1日であれば、令和7年6月30日までを第1回の請求分として事業者が請求し、町が令和7年7月30日までに支払う。以下同じ）。

ウ サービス購入費C（変動料金）

本施設の維持管理・運営業務に係る対価のうち、維持管理・運営期間にわたり町が維持管理運営企業に対して、提供給食数に応じて変動的に支払うものをいい、事業者が提案書類において提案した金額（単価）に基づき、提供給食数の割合の区分に応じて段階的に設定する単価に応じた給食提供日数の四半期毎の合計数に応じて支払う。

支払回数は年4回とし、第1四半期から第4四半期の各四半期において、エの算定基準によって算出される金額を、給食運営期間中に計60回支払う。

エ サービス購入費C（変動料金）の算定基準

① 変動料金の考え方

サービス購入費Cは、事業者が提案する以下の提供給食数の割合に応じた料金単価（消費税及び地方消費税を除く。以下本別紙において同じ。）に給食提供日数（合計）を乗じた額とする。

提供給食数（食／日）	給食数規模の例
1～240	長期休暇等、保育所給食のみを提供する場合
241～840	保育所に加え、小学校のみや中学校のみ給食を提供する場合
841～1,200	保育所、小学校、中学校で給食を提供する場合

事業者が提案する各料金単価は、小数点以下第二位までとする。

消費税及び地方消費税を除くサービス購入費Cに1円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。また、かかるサービス購入費Cをもとに計算した消費税及び地方消費税に端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。

② 提供給食数の定義

基準提供給食数には、保育所児童用、児童用、生徒用、教職員用、試食用が含まれるものとし、町の検食用、維持管理運営企業の検食用を含まない。なお、提供給食数に含まれない、町の検食用、維持管理運営企業の検食用は、サービス購入費Bの固定料金部分に含まれるものとする。

③ 提供対象者数等の大幅な増減に関する協議

町及び維持管理運営企業は、給食運営期間中の各年度毎（5月1日時点）の提供対象者数（提供給食数の対象となる生徒等の合計数）が募集要項等に記載の推計値から5％程度増減した場合、学校等の数が増減した場合及び配送範囲が変更した場合は、サービス購入費B及びサービス購入費Cの割合又はサービス購入費B及びサービス購入費Cの料金単価の見直しについて協議を行うものとする。

提供クラス数が増加するなど食缶等の調理備品等を新たに調達する必要があるが生じた場合については、町は調達費等について合理的な範囲で負担するとともに、町及び維持管理運営企業は、サービス購入費B及びサービス購入費Cの見直しについて協議を行うものとする。

④ 提供給食数の決定方法

児童生徒の転出入、教職員の異動、及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、各月の前月の20日（土・日・祝日の場合は直前平日）までに、町から維持管理運営企業にその月の予定給食数の指示を行う。

予定給食数の通知後も、引き続き、上記の変動要因に加え、学級閉鎖及び学校行事等の日程変更等により予定給食数に変更がある場合には、提供日の2稼動日前（ただし、夏期

休暇等をまたぐ場合は町の休日を除く 2 日前) の正午までに、町から維持管理運営企業に当該提供日に実施する給食数 (以下「実施給食数」という。) の指示を行う。

2 サービス購入費の支払方法について

町は、維持管理運営企業に対して「サービス購入費 A (一括払い)」、「サービス購入費 B (固定料金)」及び「サービス購入費 C (変動料金)」を、次の規定に基づき支払うものとする。

(1) サービス購入費 A (一括払い)

維持管理運営企業は、町が発行する給食開始確認書の受領後、適法な請求書を発行し、その後 30 日以内に、町が支払いを行う。

(2) サービス購入費 B (固定料金) 及びサービス購入費 C (変動料金)

町は、維持管理運営企業の維持管理・運営業務の実施状況をモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、サービス購入費 B 及び C を支払う。

町は、維持管理運営企業から毎月、月報及びセルフモニタリング報告書の提出を受け、四半期に一度、業務状況の良否を判断し、四半期最終月の月報及びセルフモニタリング報告書の受領後 10 日以内に維持管理運営企業へモニタリングの結果を通知する。当該通知の後に維持管理運営企業は適法な請求書を発行し、その受領後 30 日以内に、町が支払いを行う。

(3) その他

維持管理・運営業務において、町が維持管理運営企業に対して負担すべき追加費用の支払いは、かかる追加費用が固定的料金の場合はサービス購入費 B の増額をもって、変動料金の場合はサービス購入費 C の増額をもって行うことができる。また、維持管理運営企業が町に対して負担すべき追加費用の支払いは、同様にサービス購入費 B 又はサービス購入費 C の減額をもって行うことができる。

なお、町が維持管理運営企業に対して損害賠償を行う場合に関してはこの限りでない。

3 物価変動に伴うサービス購入費の改定

(1) サービス購入費 A (一括払い) の改定

物価変動に伴うサービス購入費 A の改定については、後述 3 (2) アのサービス購入費 B の給食調理業務費相当額の改定方法に基づくものとする。また、算定方法は、令和 5 年 [] 月 (提案書類提出月) と令和 7 年 1 月に確定する令和 6 年 9 月の指標により算定する。

(2) サービス購入費 B (固定料金) 及びサービス購入費 C (変動料金) の改定

ア 対象となる費用と参照指標

運営期間中の物価変動の改定の対象となる費用と改定に使用する指標は下表のとおりとする。

項目	費用	参照指標
サービス 購入費B (固定料金)	給食調理業務費相当額	企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局） —給食サービス
	維持管理費相当額	企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局） —建物サービス
	その他費用	改定は行わない
サービス 購入費C (変動料金)	単価	企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局） —給食サービス

イ 改定方法

改定にあたっては、ウの計算方法に基づき各年度4月1日以降のサービス購入費B及びサービス購入費Cを改定する。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。物価改定は1年に1回とする。

ウ 令和N年度の改定方法

令和N年度のサービス購入費は、令和X年9月(前回改定時)の指標と令和(N-1)年9月の指標とを比較して1.5%以上の変動があった場合、令和(N-1)年度のサービス購入費に、令和X年9月の指標と令和(N-1)年9月の指標に基づいて設定した改定率（小数点以下第四位未満は切り捨てる。）を乗じて改定する。なお、第1回目の物価改定は、令和5年[]月（提案書類提出月）と令和7年1月に確定する令和6年9月の指標により算定する。

計算方法：令和N年度のサービス対価の改定方法

$$P_n = P(n-1) \times \text{改定率 } n$$

P_n ：令和N年度のサービス購入費

$P(n-1)$ ：令和(N-1)年度のサービス購入費

改定率 n ：令和N年度の改定率

$$= \text{令和(N-1)年9月の指標} / \text{令和X年9月(前回改定時)の指標}$$

ただし、「 $0.985 < \text{改定率 } n < 1.015$ 」の場合、令和N年度のサービス対価は改定しない。

4 サービス購入費の減額等

町は、維持管理・運営業務の実施に関する各業務等のモニタリングを行い、維持管理・運営業務の実施状況について、本契約等に適合しない場合には、本契約等の規定に従い、維持管理運営企業に対し業務改善及び復旧に関する勧告やサービス購入費の減額等の措置をとるものとする。

また、制度の変更等により予定していた業務が不要となった場合又は新たな業務を追加する場合などに、町と維持管理運営企業は協議を行うものとする。

5 光熱使用量増加に伴う精算

光熱水のいずれかの使用量が前年同月比で 10%以上増加した場合は、事業者は、その理由を分析するとともに町に説明する（供用開始後 1 年間は除く）。

光熱使用量が前年同月比 10%以上増加した要因が事業者の管理不備に起因する等、町の責任ではないことが明確な場合は、町は、原則として、増加した各光熱費に相当する金額を事業者に請求し、事業者はこれを支払うものとする。

6 サービス購入費の支払額（下記の対価には消費税及び地方消費税を含まない。）

（１）開業準備業務に係る対価

ア サービス購入費 A []円

（２）維持管理・運営業務に係る対価

ア サービス購入費 B（固定料金）（15 年間） []円

① うち給食調理業務費相当額（15 年間） []円

② うち維持管理費相当額（15 年間） []円

③ その他費用（①、②以外）（15 年間） []円

イ サービス購入費 C（変動料金）³（15 年間） []円

提供給食数（食／日）	単価（円／日）
1～240	
241～840	
841～1,200	

（３）支払額

上記（１）及び（２）は、令和 5 年[]月[]日に提出された提案書類に記載された金額であり、実際の支払額は、上記（１）及び（２）に物価変動、提供給食数の変動及び制度変更による増減並びに消費税及び地方消費税額を加算した額とする。

なお、端数処理については、町からの収入（事業費）が費目毎に円単位となるよう小数点第一位未満は切り捨てる。

³ 事業者提案において前提とした想定年間提供給食数をもとに算定したもの。

別紙5 モニタリング及びサービス購入費の減額

維持管理・運營業務等に関するモニタリング及び維持管理・運營業務等の不履行に対するサービス購入費の減額手続等は以下のとおりとする。

なお、維持管理・運營業務等の不履行に対しては、サービス購入費の減額措置等の他、業務に関する指導等を随時行う。

1 維持管理・運營業務等に関するモニタリングの方法

町はその費用負担において、運営期間中、維持管理・運營業務等に関するモニタリングを行う。

(1) 日常モニタリング

町は、日常的に施設巡回による業務遂行状況の確認を行う。

(2) 定期モニタリング

町は、月1回、定期モニタリングを行う。定期モニタリングは、維持管理運営企業が作成し提出した業務報告書の内容を確認し、維持管理運営企業の業務実施状況をチェックする等の方法により実施する。また、町は必要に応じて施設巡回、業務監視、維持管理運営企業に対する説明要求及び立会い等を行い、維持管理運営企業の業務実施状況をチェックする。

(3) 随時モニタリング

町は、運営期間中、必要と認めるときは、随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、維持管理運営企業に事前に通知した上で、運営について維持管理運営企業に説明を求め、又は維持管理及び運営状況を当該業務を行う維持管理運営企業の立会いの上確認することができる。維持管理運営企業は、当該説明及び確認の実施につき町に対して最大限の協力を行うものとする。

(4) 維持管理運営企業からの業務報告書の提出

維持管理運営企業は、本契約第27条に定められた維持管理状況及び運営状況を正確に反映した業務報告書を作成し、町に提出する。町は、提出された業務報告書の内容を確認する。

提出する業務報告書及び提出時期は以下のとおりとする。

- ① 業務日誌：作成日ごとに提出
- ② 月報、セルフモニタリング報告書：毎月業務終了後原則7日以内に提出
- ③ 年間報告書：事業年度終了後7日以内に提出

2 維持管理・運營業務等が要求水準を満たしていない場合の措置

- (1) 町は、モニタリングの結果、維持管理・運營業務等の遂行が本契約等を満たしていないと判断した場合、当該業務について本契約等を満たすよう指導等を行うとともに、一定期間内に改善策の提案を求める。さらに、次回支払までの四半期間の累積減額ポイン

トが所定の水準を超過した場合、サービス購入費の減額を行う。

- (2) 運営期間を通じ、2回の減額措置を経た後、更に業務不履行（減額ポイントの発生）があった場合、町は、維持管理運営企業と協議の上、維持管理業務を行う企業及び給食調理業務を行う企業を変更させることがある。なお、サービス購入費の支払対象期間の途中で維持管理業務を行う企業及び給食調理業務を行う企業を変更した場合においても、当該期間中の減額ポイントが、減額の行われる基準に達した場合には、この期間も減額措置を行う。
- (3) 維持管理業務を行う企業及び給食調理業務を行う企業の変更後も対象業務の改善が認められずサービス購入費の支払いの減額措置が行われる場合、又は維持管理運営企業が次回支払までの四半期間以内に町の要求する維持管理業務を行う企業及び給食調理業務を行う企業の変更に応じない場合は、町は本契約を解除することができる。
- (4) 維持管理・運営業務に関して、重大な食中毒の発生（死者又は重症者の発生）や重大なアレルギー対応の誤り（死者又は重症者の発生）等があった場合で、その帰責事由が維持管理運営企業にあることを町が確認した場合、町は、給食調理業務を行う企業を変更させることができる。また、維持管理運営企業が3ヶ月以内に町の要求する給食調理業務を行う企業の変更に応じない場合は、町は本契約を解除することができる。

3 維持管理・運営業務等において優れたサービスが提供された場合の措置

- (1) モニタリングの結果、維持管理・運営業務等において、本契約等の水準を上回る水準の個別サービスが提供された場合には、当該期間中の減額ポイントの減算による救済措置を受けることができる。
- (2) 直前1年間について継続して良好なサービスが提供された実績がある場合には、当該期間中の減額ポイントが、減額の行われる基準に達した時点で、減額ポイントの減算による救済措置を受けることができる。本救済措置は、1回適用するごとにゼロクリアされるものとする。
- (3) 上記の減額ポイントの減算による救済措置は、給食提供を行う上で重大な問題が生じた場合（下記4（2）③に該当する場合）には適用できない。

4 減額の方法

(1) 減額の対象となる事態

維持管理・運営業務等が本契約等に定めた要求水準を満たしていないと確認された場合には、減額ポイントを加算する。その減額ポイントの加算の後、次回支払までの四半期間の減額ポイントが一定値に達した場合には、サービス購入費の減額を行う。

維持管理・運営業務等が本契約等に定めた要求水準を満たしていない場合とは、下表に示す状態と同等の事態をいう。

なお、事象の発生に応じた具体的な判断の基準、評価の尺度、モニタリングの方法、あるいは、維持管理運営企業の提案内容に基づき新たに付加すべき事項等については、維持管理運営企業の提案内容及び本契約第19条に定める「維持管理・運営業務計画書」等を踏まえ、運営期間が開始する日までに維持管理運営企業と協議を行ったうえで設定することとする。

表 減額の対象となる事態

区分		基準	例示
業務不履行	レベル 1	是正しなければ軽微な影響を及ぼすと想定される場合	・給食への軽微な異物混入（毛髪等） ・維持管理・運営業務等の未実施、怠惰（レベル 2 に該当する場合を除く） ・業務報告の不備 ・関係者への連絡不備
	レベル 2	是正しなければ重大な影響を及ぼすと想定される場合	・給食への異物混入 ・衛生管理の不備 ・法定・定期点検の未実施、故障等の放置 ・安全措置の不備による事故の発生 ・故意又は長期にわたる関係者への連絡不備 ・維持管理・運営業務従事者に関する重大な要求水準の未達 ・提案内容を満たさない人員配置の頻繁な発生（当該期間の運営日数の 25% 以上）
提供不全	レベル 3	指定時刻に配送されなかった場合	指定時刻までに配送されず、児童生徒が所定の時刻から給食を喫食できなかった場合
	レベル 4	給食の一部が提供されなかった場合	配缶間違い等により児童生徒が一部の献立を喫食できなかった場合（2 品目以上喫食できなかった場合はレベル 5 とみなす）
	レベル 5	給食が提供されなかった場合	児童生徒が給食を喫食できなかった場合（アレルギー食の誤配送を含む）
その他重大な問題	レベル A	・虚偽報告が発覚した場合 ・人身事故が発生した場合	
	レベル B	・異物混入により傷病者が発生した場合 ・アレルギー対応食の誤りにより傷病者が発生した場合	
	レベル C	・食中毒事故が発生した場合	

（２）減額ポイント

減額ポイントは以下のとおりとする。

町は、日常モニタリング、定期モニタリング及び随時モニタリングを経て、対象業務に対応する当月の減額ポイントを確定する。

① 業務不履行の場合（レベル 1・2）

業務不履行の場合、業務不履行のレベルに応じて、以下のとおり減額ポイントを付与する。

区分		基準	減額ポイント
業務不履行	レベル 1	是正しなければ軽微な影響を及ぼすと想定される場合	1
	レベル 2	是正しなければ重大な影響を及ぼすと想定される場合	2

なお、同一の四半期において、同一事象につき、2 回目の改善勧告が通知された場合は上記の減額ポイントの 2 倍、3 回目の改善勧告が通知された場合は上記の減額ポイントの 3 倍を加算し、その後も同様に是正勧告の通知回数で乗じた減額ポイントを加算する。

② 提供不全の場合（レベル 3・4・5）

提供不全の場合、提供不全により影響を受けた給食数のレベルに応じて、以下のとおり減額ポイントを付与する。

影響を受けた 給食数の割合※	減額ポイント		
	レベル3 (配送遅延)	レベル4 (一部未提供)	レベル5 (未提供)
1%未満 (0%を含まず)	0.5	1	2
1%以上 5%未満		2	4
5%以上 10%未満	1	3	6
10%以上 30%未満		4	8
30%以上	2	5	10

※影響を受けた給食数の割合＝提供不全食数÷当該日の提供給食予定数

③ その他重大な問題（レベルA・B・C）

上記に関わらず、その他重大な問題があった場合には、以下の減額ポイントを付与する。

区分	基準	減額ポイント
レベルA	・虚偽報告が発覚した場合 ・人身事故が発生した場合	20
レベルB	・異物混入により傷病者が発生した場合 ・アレルギー対応食の誤りにより傷病者が発生した場合	30
レベルC	・食中毒事故が発生した場合	40

なお、虚偽の報告が発覚した場合で、当該内容が減額の対象となる事態に該当する場合は、各減額ポイントを合算するものとする。

また、食中毒事故が発生した場合で、営業停止期間を伴う場合（当該食中毒事故発生日、営業停止期間が2四半期にまたがる場合を含む。）であっても減額ポイントは食中毒事故につき40ポイントを超えないものとする。

（3）減額ポイントを加算しない場合

減額の対象となる状態と認められたとしても、以下のア又はイに該当する場合には減額ポイントを加算しない。

- ア やむを得ない事由により減額対象となる状態が生じた場合で、かつ、事前に町に連絡があった場合。
- イ 明らかに維持管理運営企業の責めに帰さない事由によって減額対象となる状態が生じた場合。

（4）優れたサービス提供に対して減額ポイントを減算する対象となる事態と減算方法

維持管理運営企業が優れたサービスを提供した以下のア又はイに該当する場合には、維持管理運営企業の求めに応じて減額ポイントを減算することがある。なお、減算による救済措置は、最大5ポイントとし、「その他重大な問題」が生じた場合には適用できないものとする。

- ア モニタリングの結果、維持管理・運營業務等において、本契約等を上回る水準の個別サービスが提供された次に例示するような場合には、当該期間中の減額ポイントを最大5ポイント減算する救済措置を受けることができる。この場合に減算するポイント数は、業務日誌提出後7日以内に維持管理運営企業に通知する。

- ① 給食提供日直前（前日もしくは当日）に町からの求めに応じて、予定給食数（当該時点までに既に変更の連絡があった場合には、直近の変更後の数）を上回る給食を提供した場合

- ② 食材の納入が遅れ、給食提供に影響が及ぶ可能性がある状況において、維持管理運営企業が町に協力し、影響を最小限に食い止めた場合
- ③ 不可抗力による災害に際して、維持管理運営企業の創意工夫と努力によって、給食提供サービスを維持、あるいは速やかに復旧した場合 等

イ 直前1年間について3ヶ月毎の減額ポイントの合計が2点以下であった場合には、減額ポイントが5点を超過した時に救済措置として2点を減算できるものとする。本救済措置は、1回適用するごとにゼロクリアーされるものとする。

(5) 減額ポイントの支払額への反映

町は、モニタリングが終了し、減額ポイントを付与する場合には、維持管理運営企業に減額ポイントを通知する。サービス購入費の支払に際しては、当該四半期の減額ポイントの合計を計算し、次表に従って四半期分のサービス購入費B及びCに相当する額に対し、該当する減額割合を乗じて減額の計算を行う。

町は、当該四半期に合計された減額ポイントを、当該期間のモニタリングにのみ用いるものとし、次の四半期に持ち越さない。

維持管理運営企業は、必要に応じ減額の対象となった業務について、町に対し説明を行うことができるほか、減額について異議がある場合には、申立てを行うことができるものとする。この場合において、当該四半期のサービス購入費の支払時期までに減額ポイントを確認することが困難である場合は、減額ポイントを確認し、維持管理運営企業に通知した日の属する四半期に係るサービス購入費の支払額から減額を行う。

減額ポイント合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
5ポイント未満	0%にて固定※1	0%
5ポイント以上 10ポイント未満	5ポイントで減額率0.5%。 さらに5ポイントを超えて1ポイント増えるごとに減額率0.5%増加	0.5%～2.5%
10ポイント以上 30ポイント未満	10ポイントで減額率3%。 さらに10ポイントを超えて1ポイント増えるごとに減額率1%増加	3%～22%
30ポイント以上 40ポイント未満	30ポイントで減額率23%。 さらに30ポイントを超えて1ポイント増えるごとに減額率1.5%増加	23%～36.5%
40ポイント以上	40%にて固定	40%（さらに当該四半期分の維持管理・運営業務に係る対価の支払停止※2）

※1：上記の維持管理・運営業務等に係る対価の減額率が0%であっても、「未提供給食数（小学校献立）×1食当たりの小学校献立料金単価」、「未提供給食数（特別食）×1食当たりの特別食料金単価」、の減額を行うものとする。

※2：支払停止の措置が発生した場合、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが20ポイント以下となった四半期分のサービス対価に、支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後のサービス購入費を加算して支払う。

サービス購入費の減額は、本契約別紙6. 1（3）で算定したサービス購入費B（固定料金）及びサービス購入費C（変動料金。レベル5に該当する未提供給食数を反映した実際に提供された給食数による）それぞれに減額割合を乗じた額とする。

消費税及び地方消費税を除く減額する額に一元未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り上げる。また、かかるサービス購入費Cをもとに計算した消費税及び地方消費税に

端数が生じた場合、その端数金額を切り上げる。

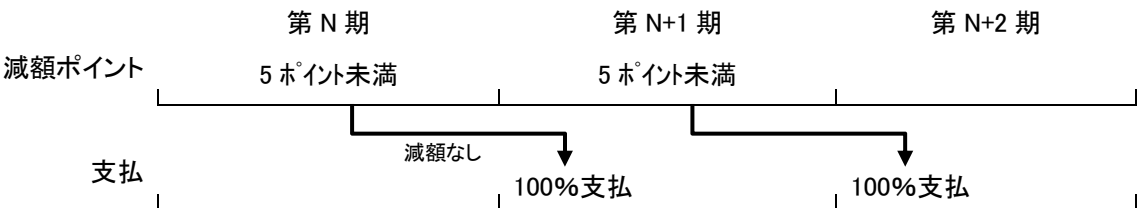
(6) 減額ポイントの連続発生に伴う措置

2 四半期連続して減額ポイントの合計が 21 以上となった場合、町は、上記(5)のサービス購入費の減額措置に加え、当該連続する四半期のサービス購入費の支払いを停止する。

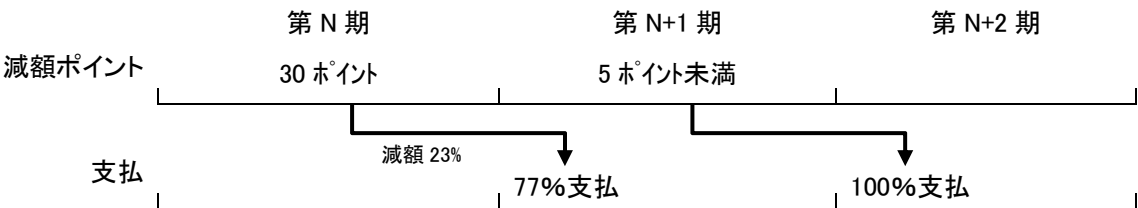
この場合、当該連続する四半期以降の四半期において、減額ポイントが 20 ポイント以下となった場合、減額ポイントが 20 ポイント以下となった四半期のサービス購入費に、支払い停止となった四半期のサービス購入費を加算して支払う。

【参考】減額と支払停止の関係

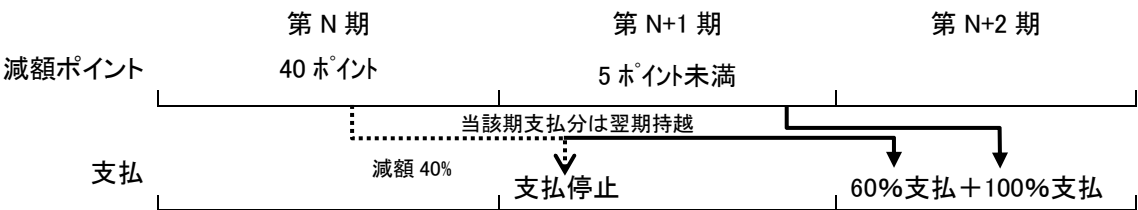
(例①) 第 N 期の減額ポイントが 5 ポイント未満の場合 (第 N+1 期の減額ポイント 5 ポイント未満)



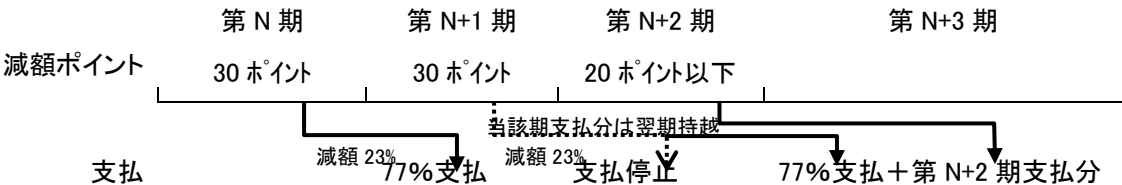
(例②) 第 N 期の減額ポイントが 5 ～39 ポイントの場合 (第 N+1 期の減額ポイント 5 ポイント未満)



(例③) 第 N 期の減額ポイントが 40 ポイント以上の場合 (第 N+1 期の減額ポイント 5 ポイント未満)



(例④) 減額ポイントの連続発生に伴う措置 (第 N 期・第 N+1 期の減額ポイントが 21 ポイント以上の場合)



別表 サービス購入費各回支払内訳

下記の表における支払額及び支払スケジュール（以下本別表において「本支払額及び支払スケジュール」という。）は、別紙4に定めるサービス購入費の支払い方法の改定及び消費税の税率改定、その他事業契約の規定により変更されることがある。本支払額及び支払スケジュールが変更される場合、維持管理運営企業は変更後の本支払額及び支払スケジュールに基づき下記の表を改定し、町と維持管理運営企業で確認を行うものとする。

《サービス購入費A》

回	支払予定時期	サービス購入費A	消費税及び地方消費税相当額	合計 (消費税込み)
1	給食開始確認書の受領後、 適法な請求書を受領後30日以内			

《サービス購入費B及びサービス購入費C》

回	支払対象期間	運営業務に係る対価			消費税及び地方消費税相当額	合計 (消費税込み)
		サービス購入費 B（固定料金）	サービス購入費 C（変動料金）	計		
1	令和7年4月～ 令和7年6月					
2	令和7年7月～ 令和7年9月					
3	令和7年10月～ 令和7年12月					
4	令和8年1月～ 令和8年3月					
5	令和8年4月～ 令和8年6月					
6	令和8年7月～ 令和8年9月					
7	令和8年10月～ 令和8年12月					
8	令和9年1月～ 令和9年3月					
9	令和9年4月～ 令和9年6月					
10	令和9年7月～ 令和9年9月					
11	令和9年10月～ 令和9年12月					
12	令和10年1月～ 令和10年3月					
13	令和10年4月～ 令和10年6月					
14	令和10年7月～ 令和10年9月					
15	令和10年10月～ 令和10年12月					

16	令和11年 1月～ 令和11年 3月					
17	令和11年 4月～ 令和11年 6月					
18	令和11年 7月～ 令和11年 9月					
19	令和11年10月～ 令和11年12月					
20	令和12年 1月～ 令和12年 3月					
21	令和12年 4月～ 令和12年 6月					
22	令和12年 7月～ 令和12年 9月					
23	令和12年10月～ 令和12年12月					
24	令和13年 1月～ 令和13年 3月					
25	令和13年 4月～ 令和13年 6月					
26	令和13年 7月～ 令和13年 9月					
27	令和13年10月～ 令和13年12月					
28	令和14年 1月～ 令和14年 3月					
29	令和14年 4月～ 令和14年 6月					
30	令和14年 7月～ 令和14年 9月					
31	令和14年10月～ 令和14年12月					
32	令和15年 1月～ 令和15年 3月					
33	令和15年 4月～ 令和15年 6月					
34	令和15年 7月～ 令和15年 9月					
35	令和15年10月～ 令和15年12月					
36	令和16年 1月～ 令和16年 3月					
37	令和16年 4月～ 令和16年 6月					
38	令和16年 7月～ 令和16年 9月					
39	令和16年10月～ 令和16年12月					
40	令和17年 1月～ 令和17年 3月					
41	令和17年 4月～ 令和17年 6月					
42	令和17年 7月～ 令和17年 9月					

43	令和17年10月～ 令和17年12月					
44	令和18年 1 月～ 令和18年 3 月					
45	令和18年 4 月～ 令和18年 6 月					
46	令和18年 7 月～ 令和18年 9 月					
47	令和18年10月～ 令和18年12月					
48	令和19年 1 月～ 令和19年 3 月					
49	令和19年 4 月～ 令和19年 6 月					
50	令和19年 7 月～ 令和19年 9 月					
51	令和19年10月～ 令和19年12月					
52	令和20年 1 月～ 令和20年 3 月					
53	令和20年 4 月～ 令和20年 6 月					
54	令和20年 7 月～ 令和20年 9 月					
55	令和20年10月～ 令和20年12月					
56	令和21年 1 月～ 令和21年 3 月					
57	令和21年 4 月～ 令和21年 6 月					
58	令和21年 7 月～ 令和21年 9 月					
59	令和21年10月～ 令和21年12月					
60	令和22年 1 月～ 令和22年 3 月					